

---

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（土屋清武君） 日程第8、議案第2号 国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第2号 国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例について。

詳細については担当から説明いたします。

（健康福祉課長 新田徳彦君 提案理由説明）

○議長（土屋清武君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○2番（伴 高志君） これは、基金をつくる条例であるということなんですけれども、この基金というのは、いくらになっているんですか。設定とか、計算方法とか・・・。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 本条例につきましては、新たに作るものではございませんので、既存の条例を一部改正するというものでございます。

ですから、性質がちょっと変わってくる関係もありまして、目的等を変えるということでございます。

それから、基金がいくらかということでございますが、28年度末現在で7800万円ほどの基金残高がございます。以上でございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（渡辺文彦君） 基本的には、この基金というのは、今まで国保を運営してくる中で、予備的な経費みたいなことで基金が積み立てられてきたものと理解しているわけだけでも、今後この制度が変わることによって、現行ある基金を振替運用みたいな形で、もうなくなった時点でこの条例をやらなくなるかと思ったんですけども、2条にはまた積み立てが書かれているんですけども、これはどういうことを意味しているのでしょうか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今までの支払準備基金と申しますのは、例えば、医療費が心臓の手術ですとか、脳の手術ですとか、1000万円クラスの医療費がかかった場合に、町のこの会計の中にお金がないといった時に、そのための医療費に充てる基金ということで、この基金がございました。

今回この30年度からの制度改正によっては、必要・・・、医療費にかかる必要なお金というのは、全て県の方から交付金としていただくことになります。

ですから、この基金を積み立てるというのは、例えば、県から交付金をいただくんですが、逆に町は県に対して、県がこれだけ・・・、県内の医療費を支出するために松崎町さんこれだけの納付金としてお金をくださいよということが出てくるわけですね。毎年。

そのお金がどうしても町で払えない場合には、今度この新しい基金から基金を取り崩してやると・・・、ですから、いわゆる一般会計でいいですと財政調整基金的なそういう性格になるということでご理解いただければと思います。

○3番（渡辺文彦君） そうなると、やっぱりある程度・・・、今までも基金に対してどれくらいの積立をなさいたいな目標があったと思うんだけど、今回もある程度そういう目標が設定されてくるってことを意味してますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 今までは過去3年間の100分の25ですとか、ある程度の目標額というのは、これだけあれば当座の医療費、もし緊急の場合でも払えるよねということで目標額というのがありました。

30年度からにつきましては、特にそういった目標額というのはありません。それぞれの市町の財政状況によって積み立てをしてくださいということで、特に国や県からそういった指示はございませんので、今回そういった目標額というのは定めていないということでございます。

○3番（渡辺文彦君） それでは、県に支払うお金が足らなくなった時には、一般会計からの補てんがあり得ると意味していますか。

○健康福祉課長（新田徳彦君） 国民健康保険特別会計におきましては、いわゆる社会保険方式ですので、被保険者の方の保険税ですとか、あと、公費負担ですとか、基本的にはその会計で処理してくださいということになります。

ですから、基本的には、お金がなくなった場合には、この基金から使うということで、一般会計から繰り入れるというのは法定外の繰入になります。

ですから、基本的には、独立採算性のもとに特別会計をやっているわけですので、一般会計からの繰入というのは考えておりません。

ただ、かつては、平成25年度ですか、どうしても保険料が足らなくて、一般会計から3000万円ほど繰入れたということもありますけれども、それはよほどのことがない限り、今後は基本的には特別会計の中で賄うということを原則にやっていくつもりでございます。

○議長（土屋清武君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 質疑がないようでありますので、質疑を終結したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土屋清武君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第2号 国民健康保険保険給付等支払準備基金条例の一部を改正する条例についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（土屋清武君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---